

## 平成 30 年度 事業 計画

自 平成 30 年 4 月 1 日  
至 平成 31 年 3 月 31 日

今年は、社会保険労務士法制定 50 周年（以下「法制定 50 周年」という。）の年であり、半世紀に及ぶ社会保険労務士（以下「社労士」という。）の歴史を振り返り、更なる今後 50 年の「新たな社労士モデル」に向けて、大きな一歩を踏み出す年となる。現代社会は、もはや疑いもなく日常生活の隅々まで浸透する「社会のデジタル化」の巨大な波に加えて、コンピューターの AI（人工知能）化による変革のうねりの中にあると言える。「社会のデジタル化」は、インターネットで世界と瞬時につながり、あらゆる業種、業界の既存の垣根を越えて、新たな市場やビジネスの枠組みを生み出している。我々社労士も単なる既存のビジネスの延長線上だけでは繁栄の道を見つけることは難しい。しかし、適切に対応すれば、デジタル化は士業としての競争力の強力な基盤にもなりうるのであって、「激変する社会に適応した未来思考の発展的な事業」を推進することによって、会員各位と共に社労士の「新たなビジネスモデル」を目指していく年にしたいと考える。

また、周知の通り、我が国は、少子化等の影響で労働力人口が減少し続け、人材確保がますます困難な時代を迎えることが予想されており、企業は限られた労働力でいかに効率的に事業を継続していくかということが喫緊の課題となっている。企業の持続的な成長・存続のためには「働き方改革」によって労働生産性を向上させ、かつ、働きやすい労働環境を整備していくことが必須の条件となっている。企業の「働き方改革」を推進する政府の諸施策を実効性あるものとするために、企業の労務管理を多面的にサポートできる社労士に大きな期待が寄せられているところである。

平成 30 年度事業計画については、更なる発展的な事業の推進を図っていくために、従来の事業に新たに「社労士の職域拡大に向けた取組の事業」を加え、法制定 50 周年という年にふさわしい、活力ある事業・活動を推進していくものとする。

具体的には、以下の事業を平成 30 年度の事業計画として取り組んでいく。

## 1. 社労士制度の基盤整備に関する事業

- (1) デジタル社会を見据えた社労士の新たな職業領域を確立する為の具体的な検討・活動を、いわゆる「CI (Corporate Identity) 活動」等を通じて推進する。
- (2) 企業の「働き方改革の実現」に向けた支援業務を推進するための施策として、JIPDEC が運営する「ROBINS」サイトへの企業に係る基本情報の掲載の普及促進・「経営労務診断サービス」の更なる実施を通じて「働き方改革」の実現を支援する。
- (3) AI や IoT を活用した人事労務に関する各種新サービスを社労士業務へ展開する研究・検討を進め、社労士業務の IT 化を加速する。
- (4) 業務監察等委員会による苦情処理の機能強化や各種研修・会報等様々な機会を利用して、職業倫理の保持等を通じた社労士業務の信頼性を担保するとともに、会員の品位の保持に努め、社会的信頼の確保を図る。
- (5) 業務侵害牽制のため、会員及び民間事業者等のホームページを定期的に確認し、業務監察等委員会による警告やホームページの差止めなどの厳格な措置を講じるとともに、確認活動結果等を公開することによって牽制効果を高める。
- (6) 社労士制度の発展のため、東京都社会保険労務士政治連盟と連携を密にして、社労士法、関係法令及び会則の改正について検討する。
- (7) 社労士制度・社労士関係法令等を、継続的に検証し、更なる時代の潮流を見据えた未来思考の社労士制度を模索する。  
具体的には、社労士法人の無限責任制度・出資金制度・事業承継等について一定の方向性を検討する。
- (8) 平成 30 年度決算次期繰越金の中から業務のデジタル化に向けたインフラ整備等の事業基盤整備を主たる目的とした「特定預金支出金」として活用する方法及び策定について検討する。
- (9) 「事業戦略会議」において、未来のビジョンを見据えた東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）の発展のための事業戦略について検討する。

## 2. 社労士の職域拡大に向けた取組に関する事業

- (1) 「社労士は原則電子申請可能」を踏まえ、本会に「電子申請支援センター」（仮称）を設置し、全ての社労士が原則として電子申請ができるための支援体制を構築する。
- (2) デジタル社会の発達によって 1、2 号業務が自動化されていくことが予想される中、3 号業務を強化する体制を整備するため、企業への働き方改革に関する情報提供として RPA（Robotic Process Automation: パソコン上の定型作業を自動的にソフトウェアロボットが行うこと）の導入に関する研修を実施する等会員のコンサルティング能力の向上に資する方策を検討する。

- (3) 医療機関、介護業界及び建設業界に対する社労士の職域拡大に向けて、医療機関及び介護業界については、職域拡大に向けた具体的な方策について検討し、能力担保に資するための研修を引き続き実施することとし、建設業界については、国土交通省と連携して建設業における社会保険未加入事業場に対する相談や安全衛生大会等への講師派遣等を積極的に行う。
- (4) がん患者・障がい者等の就労支援を通じた職域拡大に向けた取組については、一般企業に対するセミナーの開催、本会ホームページやスポーツに取り組む障がい者への支援を通じた広報、会員への能力担保研修、がん診療連携拠点病院等に対する相談員や説明会の講師の派遣等を通じて、社労士が就労支援できることを積極的にアピールすることにより、コンサルティング業務の拡大を図る。
- (5) 事業場に対する労働災害防止対策の指導に関する職域拡大に向けて、東京労働局との協定に基づき、都内で約6割を占める第3次産業の労働災害について、その防止対策に向けた能力担保研修、会員への情報提供等を行うとともに、本会ホームページ、一般企業向けのセミナー等を活用した広報について検討する。

### 3. 組織強化に関する事業

- (1) 法制定50周年に向けて、社労士制度の一層の発展・充実を目指して、本会の事業執行体制の強化・責任体制の明確化を図るため、本会と各支部・統括支部との役割分担の指針に基づいた事業活動の推進、実効性のある事業計画・予算の決定方法、配分等、予算と執行のルールを再考するとともに経理規程を見直す等会全体の組織の在り方に関する検討をさらに進める。また、支部・統括支部・会員への支援体制の整備、諸規程等の整備及び会の活動を支える事務局機能の強化のために次の取組を行う。
  - ① 支部細則及び統括支部細則の見直し、業務分掌の明確化、事業・活動・予算執行等の指針の整備を図る。
  - ② 本会と支部・統括支部の共通会計システム導入に向けて、支部・統括支部の会計処理基準の標準化を図り、支部・統括支部の会計担当者等への会計処理説明会を実施する。
  - ③ 統括支部への業務支援のため、統括支部会議、賀詞交歓会等の案内文書及び統括支部・支部作成の会報の発送を引き続き行う。
  - ④ 支部・統括支部の活動をサポートするために構築したメーリングリストの活用方法及びその利便性を統括支部・支部に周知する。
  - ⑤ 本会に届出を要する届出事項に「Eメールアドレス」を義務付けることにより、本会、統括支部及び支部の連絡体制等の効率性、利便性の向上を図る。
  - ⑥ 事務局の組織規程、職務権限・職務分掌規程の整備と事務局のIT化・業務の効率化を推進する。
  - ⑦ 事務局の人材ビジョン、要員計画（職員の公募制の検討含む。）、職員研修大綱、職員研修プログラムの整備について検討する。

- (2) 事務局や委員会運営の IT 対応による効率化とインターネット環境の整備を図る。
- (3) 過年度会費未納者等に対しては、事務局からの電話・文書による督促、所在確認調査等を実施する他、必要に応じ簡易裁判所に対する支払督促の申立て等を実施することで、さらなる滞納会費の解消を図る。
- (4) 会員の意思を、より公正に反映できる役員等選任方法を再考（直接選挙の導入を可能とする方策の検討他）するため、会員から意見を聴取し、その結果を踏まえ更なる検討を行う。
- (5) 会員に対して、本会事業の透明性及び納得性並びに会務運営への理解度、関心及び参加意識を高めるため、議事録、会議録等の情報公開制度について検討する。
- (6) 年に 1 回、会員の誰もが参加できる「会員情報交流会」（仮称）の開催を検討する。

#### 4. 会員支援に関する事業

- (1) 平成 30 年 3 月から施行される年金制度へのマイナンバーの本格導入等に向けた会員に対するセミナーの開催や社労士事務所が宣言する社労士版特定個人情報保護評価及び SRP II 取得のための支援策を図る。
- (2) デジタル社会に対応した社労士業務の構築のため、電子申請による届出を徹底させる。そのために、原則として開業会員が電子申請を行うための電子証明書取得率 100%を目指して、新規入会者、未取得者の取得手続を促進させる対策を実行する。
- (3) 労働条件審査の導入の拡大等を図るため、統一的に整備した「調査チェックシート」及び「経営労務チェックリスト」をベースに、区市町村や業種ごとに異なるニーズに対応するとともに、労働条件審査未実施自治体に対しては、「労働条件審査説明会」の開催を支援し、導入を働きかける。  
また、本会が直接受託する労働条件審査を適切に行うため、公募制等による「労働条件審査・調査グループ」を設置し、運営する。
- (4) 勤務等会員を対象とする事業・活動の積極的推進及び本会内での勤務等会員の活性化を図り、活動の場を広げるため、各統括支部が実施する勤務等会員への研修会を支援するとともに、本会勤務等部会主催の研修会・情報交換会等の充実を図る。  
また、勤務等会員の地位・知名度向上に向けて、開業部会や研修委員会等と情報交換会を実施する。
- (5) 社労士の信頼性を担保するために全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と連携して、開業社労士の社労士賠償責任保険への全員加入を目指すとともに、情報漏えい保険特約への加入を推奨する。
- (6) 厚生事業各種イベントの現状と改善すべき課題を把握し、会員福利厚生の実現を図る新たなイベントを企画・実施し、会員間の相互親睦



を深める。

- (7) 自主研グループによる「自主研究発表大会」及び「自主研フェスタ」を開催し、会員はもとより都内事業所や都民に対して社労士の活動を広くアピールして知名度の向上に繋げる。
- (8) 支部が新規開業会員等に対して実施するメンター制度の円滑な運営に資するため、「社会保険労務士メンター制度運営要綱」を策定し、その実施を支援する。

## 5. 専門能力・資質の向上に関する事業

- (1) 研修の企画・立案については、会員及び国民のニーズ、法改正、社会情勢等を把握した上で、的確なテーマを検討し、実施する。また、講師選定基準を統一化し、データベースを作成して情報の共有化を図る。
- (2) 不適切な情報発信など社労士としての品位を失墜させる不適切な行為がなされないよう、倫理研修の受講率の向上を図る。また、倫理研修受講機会拡大のため、開催単位、開催日・時間・統括支部単位での開催、未受講者に対するDVD補講に加えてeラーニングによる受講機会の確保策について検討する。  
会報、ホームページ、イベント等のあらゆる機会に会員に周知する。
- (3) 倫理研修、必須研修など受講すべき研修については、更なる受講率の向上を図るため、ライブ研修はもとより、DVD上映による補講やeラーニングの活用など受講機会の確保に努める。
- (4) 新規登録入会研修について、社労士としての社会的使命をはじめ、統括支部・支部活動など理解を深めるとともに職業倫理の徹底を図る。
- (5) 年金研修及び人事労務管理研修については、それぞれ段階的カリキュラムを編成し、専門能力の担保に資するよう実務的な研修について検討し実施する。また、未受講者の対応を図るためにeラーニングを活用する。
- (6) 業務関連研修においては、コミュニケーションスキルの向上等を目的としたテーマを選定し、会員のニーズに合わせた開業に役立つ研修を実施する。
- (7) 現行の「研修大綱」及び「研修カリキュラム」を進化させ、併せて単位制の研修制度の具体的な導入方法について策定する。
- (8) 必須研修会等の受講履歴を管理するためのICT（情報通信技術）による受講管理の一元化システム導入を検討する。
- (9) 広報、業務推進、社会貢献等の委員会が企画、実施する研修の他、関係行政、関係団体及び連合会関連事業に関する研修との有機的な連携を図る。

- (10) 特定社労士に必要とされる知識や技術の向上のため、特別研修受講後の研修を制度化し受講を促すことにより、あっせん実務に対応できる特定社労士を育成することを検討する。研修を通じて、「社労士会労働紛争解決センター東京」（以下「紛争解決センター東京」という。）のあっせん委員候補者、東京労働局へのあっせん委員の推薦候補者となりうる人材育成を行う仕組みを構築する。
- (11) 社労士による中小企業等への総合的支援を図るため、働き方改革に係る各種事業や健康経営、健康企業宣言の考え方の周知について、推進する。
- (12) 本会が主体として実施している実務修習制度については、受講社労士の実務能力向上のための方策として、講義編の後に演習編を実施し、より実践的な実務を修習できるようにする。

## 6. 広報に関する事業

- (1) 社労士制度や社労士業務を一般に広報するために、事業主向けセミナーの開催、ホームページ、フェイスブック等の SNS、プレスリリース等の効果的な情報発信を行う。特に 10 月の「社労士制度推進月間」における無料街頭相談、12 月 2 日の「社労士の日」における事業主向けセミナー等時宜にかなった広報を行う。
- (2) 法定 50 周年に向け、会報誌の表紙及び名称のリニューアルを具体的に進めるとともに、ホームページを有効的に活用するための会員検索コーナーの見直しを図るなど全面的な改修を行う。
- (3) 本会が行う企業・団体、国民向けの各種セミナーや相談会をはじめ、総合労働相談所等の各種相談窓口、学校教育などの社会貢献活動及び本会に併設する「紛争解決センター東京」の活動を広く広報するため、関係行政機関や東京商工会議所等の関係協力団体に対し連携・協力を求めていく。また、引き続き、「東京の 10 士業による暮らしと事業のよろず相談会」に参画し、他士業との協力・連携を図る。
- (4) 本会入会のメリットをホームページの一般用サイトに掲載する等により、未入会の社労士資格保有者に対する入会勧奨を図る。
- (5) 新たな情報発信ルートを構築するため、プレスリリース配信サービスを活用して、広く様々な方面へのアピールを強化する等、社会から圧倒的な信任を得るために、広報の IT を活用した戦略的展開を図り、新聞・テレビ等のマスメディアとの関係を更に強化し、記者クラブ、テレビ局等への情報提供のルール化を確立することを検討する。

## 7. 社会貢献に関する事業

- (1) 労働・社会保障等に係る学校や地域における教育については、都立高校、私立高校、専門学校等に対して、教材の一部や DVD の配付、

本会ホームページ等の広報を通じて学校への講師派遣活動に取り組む。特に都立高校については、引き続き東京都教育委員会が進める「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」に参画し、都立高校への講師派遣件数の拡大を図る。

なお、小・中学校等への講師派遣については、従来どおり原則として支部が対応することとし、本会は、講師謝金、交通費等の支部経費について、引き続き補助金を支給するとともに、小・中学校向けの教材やマニュアルを作成して、今後初めて小・中学校に対して学校教育に取り組む支部に提供する等の支援を行う。

また、都立高校等に労働・社会保障教育が正規の教育課程として整備されるよう積極的に自治体に働きかける。

- (2) 社会貢献事業として展開してきた「強化月間のイベント」については、時宜にかなったテーマをとりあげ、事業主・労働者・国民のための研修会・セミナー等を企画・開催するとともに、これらの情報をホームページやマスメディアを通じて幅広く発信する。
- (3) 「総合労働相談所、社労士 110 番、年金相談センター」など無料相談窓口や「紛争解決センター東京」などをアピールする広報及び相談体制の充実を図るとともに、「一般社団法人社労士成年後見センター東京」（以下「成年後見センター東京」という。）の発展に向けた支援を引き続き行う等国民の負託に応える。
- (4) 「街角の年金相談センター（オフィス）」については、適正な運営を行い、年金相談に関するサービス向上に努めるとともに、年金の専門家である社労士が運営していることをアピールするなどして利用促進を図る。
- (5) 「紛争解決センター東京」においては、更なる認知度の向上、活用するメリットの周知を図り、あっせん件数の増加により個別労働関係紛争解決のための取り組みを積極的に展開する。

## 8. 行政及び関係団体との連携に関する事業

- (1) 東京労働局、関東信越厚生局、東京都等の関係行政機関及び日本年金機構、全国健康保険協会東京支部等との緊密な協力関係を維持する。特に東京労働局、日本年金機構、東京都産業労働局とは、随時又は定期的に連絡会議等を持ち、協力関係を強化する。
- (2) 国土交通省関東地方整備局が主催する「建設業社会保険推進連絡協議会」への参画、東京都財務局・総務局から依頼されている労働条件・労働環境に関する調査、健康企業宣言東京推進協議会が進める「健康企業宣言」、東京しごと財団から受託した「TOKYO 働き方改革宣言企業」巡回助言事業の運営等について引き続き推進する。
- (3) 「東京社会保険労務士協同組合」、「東京 SR 経営労務センター」及び「成年後見センター東京」との連携を密にし、本会の関係団体への支援・協力を進めていく。

- (4) 東京商工会議所などの経済団体、弁護士会、東京税理士会、連合東京等との連携を深め、個々の会員の事業の活性化や付加価値の向上などを実現する。
- (5) 災害復興まちづくり支援機構や女性専門職交流会などを通して関係他士業との協力・連携を図る。

## 9. 法制定 50 周年に関する事業

- (1) 法制定 50 周年に向けて、「社会保険労務士法制定 50 周年記念事業実行委員会」を中心に社労士が改めて広く国民から認知される士業としてアピールするために、社労士の「CI 活動」を展開する。
- (2) 本年度は、法制定 50 周年・その先 100 周年ビジョンを見据えた法制定 50 周年記念事業を企画・実施するとともに国民に向け広く広報活動を推進する。
- (3) 連合会が実施する法制定 50 周年記念の各種事業について、東京会が全国のフロントランナーとして強力で推進を図る。